

松山市道後温泉活性化計画審議会

答申



松山市道後温泉活性化計画審議会

目 次



はじめに



道後温泉本館工事計画の基本方針



松山市道後温泉活性化計画審議会開催経緯



松山市道後温泉活性化計画審議会委員名簿



松山市道後温泉活性化計画審議会条例

はじめに

道後温泉地区は、日本最古の温泉といわれる歴史や文化性の高い地区で、そのシンボルというべき存在の道後温泉本館は、平成6年12月に国の重要文化財に指定され、道後温泉椿の湯とあわせ、年間100万人を超える入浴客を誇る松山市最大の観光資源です。平成21年に発行された「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」では、道後温泉本館は最高位の三ツ星の評価を受け、国内だけでなく海外からも高く評価されています。

道後温泉本館は、明治27年の改築から120年以上が経過し、耐震化・老朽化対策が喫緊の課題となっていますが、長期間にわたる耐震等工事は、地域経済に大きな影響を与えるものと懸念されています。

道後温泉本館の修理計画は、平成12年度に実施した総合診断では、緊急的危険度は少ないが、今後永く維持・活用していくためには、大規模地震に耐えうる、本格的な保存修復工事が早期に必要なとの報告でした。この結果を受け、平成14年度から道後温泉本館保存修復検討委員会で検討を始め、平成17年度に本館保存修復計画書を取りまとめました。

工事は、本館周辺のホテルや旅館、商店街等への影響や周辺の道路を含む景観等に配慮し、入浴可能な部分開館方式で、3期に分けて行うことが推奨されました。また、その工事費や設計監理費を含めた総事業費は約20億円であるとまとめています。

その後、道後温泉本館工事中の経済的影響を懸念する意見等が多いことから、平成24年度に本審議会が設置され、工事による影響緩和策や道後温泉地域の活性化等について、地元観光事業者や有識者で構成される道後温泉活性化懇談会の意見を尊重しながら、幅広い視点から積極的な議論を重ねてきました。

昨年度は、工事による影響を最小限にとどめるとともに、道後温泉本館だけに頼らないまちづくりに向けて、「道後温泉活性化計画」と「魅力向上・賑わい創りの総合的な対策」という、ハード面とソフト面の2つの活性化策を取りまとめ、提言いたしました。その活性化策の一つとして、約30年ぶりに新しく整備される（仮称）椿の湯別館は、「日本最古の湯を再現した空間の創出」と「まちの湯の継承」をコンセプトとし、道後温泉活性化の中核を担う施設であり、次世代に誇れる道後を継承していく、新たなまちづくりの拠点になるものと期待しています。

道後温泉本館の工事計画は、平成24年に見直された文化財の耐震診断指針に基づき、最新の研究成果や解析技術等を活用し、工期の短縮を図るとともに、経済的影響を軽減することを目的に、工事計画の見直しに取り組みしました。

この度の「道後温泉本館工事計画の基本方針」は、地元観光事業者をはじめ、松山市及び愛媛県域に与える経済的影響に最大限配慮したもので、道後温泉地域の将来像として掲げている「100年輝き続ける最古の湯・道後」を実現し、松山市民共有の財産である道後温泉本館を将来の世代に受け継ぐ、長期的な展望に立った基本方針として、松山市へ提言します。

平成28年10月4日

松山市道後温泉活性化計画審議会

会長 柏谷増男

道後温泉本館工事計画の基本方針

【1】工事の内容

耐震補強工事は、重要文化財（建造物）耐震診断指針により、必要耐震性能は「安全確保水準（大地震時に倒壊しない）」とし、修理工事は、文化財的価値を損なわず、将来維持・活用していくために必要な修理、また、給排水等の設備は、維持保全性を考慮することが必要であると考えます。

【2】工事の方法

工事の方法は、入浴客の受け入れが可能な「営業しながらの工事」が望ましい。また、工事中は、新たな温泉施設を活用した活性化策に取り組むと同時に、「営業しながらの工事」を最大限に活用し、先進的事例などの研究を行いながら、工事中の観光戦略に取り組んでいただきたい。

【3】作業スペース

作業スペースは、工事の作業性に関連しており、工期が延びることによる経済的影響も大きいことから、作業を効率的に行うため一定の広さは必要であり、そのための通行制限は考えられるが、繁忙期や週末などの観光需要に配慮した仮設計画の検討や、現時点から可能な交通影響対策を実施するなど、地元関係者等と協議を行いながら、交通影響への緩和に向けて取り組むことが重要であると考えます。

【4】工事期間

工事期間は、通行制限と作業の効率性を勘案しながら、少しでも短い期間の工事計画策定に取り組んでいただきたい。

【5】工事着手の時期

工事着手の時期は、えひめ国体終了後、新たな温泉施設の整備が完了した後の適切な時期に実施することが望ましい。

以上を、道後温泉本館工事計画の基本方針として答申します。今後は、道後温泉本館保存修復専門委員や文化庁など専門機関の意見を聴きながら、また、地元関係者等と協議を重ね、具体的な工事実施計画の策定に取り組んでいただくことを望みます。

松山市道後温泉活性化計画審議会開催経緯

審議会	日 程	概 要
設 置	平成 24 年 3 月 23 日	「松山市道後温泉活性化計画審議会」条例制定
第 1 回	平成 24 年 5 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の都市景観及び観光振興の取り組み ・道後温泉に関する調査状況の説明 ・道後温泉活性化の取り組みかた（案） ・道後温泉活性化計画の基本方針（案）
第 2 回	平成 24 年 8 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・観光産業シェア分析調査の中間報告 ・地元まちづくり取り組み報告 ・他市工事影響の事例報告 ・代替施設及び本館修復方針
第 3 回	平成 24 年 10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・道後観光産業シェア調査報告 ・本館工事影響の代替施設の検討説明と方針決定 ・道後温泉活性化戦略ビジョン・取組方針「魅力向上策」
第 4 回	平成 24 年 12 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・道後観光産業シェア調査報告 ・代替施設の整備方針 ・道後温泉活性化戦略の取り組み検討
答 申	平成 25 年 1 月 30 日	<p>「道後温泉活性化計画に関する第 1 次答申」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道後温泉本館改修時における入浴客の受け皿となる代替施設には、「椿の湯」の改築を最良とする。
第 5 回	平成 26 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・椿の湯の改築 ・道後温泉活性化マスタープラン
第 6 回	平成 26 年 4 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・道後温泉活性化マスタープラン ・道後温泉活性化整備計画策定 ・道後温泉本館保存修復の進め方等
第 7 回	平成 26 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・椿の湯改築の地元検討案 ・道後温泉活性化計画 ・道後温泉活性化の総合的な対策
第 8 回	平成 27 年 3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・道後温泉活性化基本計画（案） ・魅力向上・賑わい創りの総合的な対策（案）
答 申	平成 27 年 4 月 28 日	<p>「道後温泉活性化計画」並びに 「道後温泉地域における総合的な対策」（第 2 次答申）</p>
第 9 回	平成 28 年 1 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・道後温泉本館耐震設計（案）
第 10 回	平成 28 年 3 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画検討フロー ・工事計画の検討 工事の方法、工事中の交通処理、工事の見せ方 ・地元意向（道後温泉活性化懇談会）
第 11 回	平成 28 年 8 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・道後温泉本館の耐震等工事計画 工事計画の方針、地元意向（道後温泉活性化懇談会）

松山市道後温泉活性化計画審議会委員名簿

平成 28 年 10 月 4 日

氏 名	所 属 等	備 考
柏 谷 増 男	愛媛大学 名誉教授	会長
高 橋 治 郎	愛媛大学 名誉教授 (愛媛県環境審議会温泉部会 会長)	副会長
徳 永 高 志	坂の上の雲フィールドミュージアム委員会 委員長 (慶応義塾大学 大学院 非常勤講師)	副会長
秋 秀 利	日本旅行業協会 中四国支部 愛媛地区委員会 委員長	
阿 部 大 輔	龍谷大学 政策学部 准教授	
井 口 梓	愛媛大学 社会共創学部 准教授	
犬 伏 武 彦	元 松山東雲短期大学 教授 (元 道後温泉本館保存修復計画検討委員会 会長)	
大 木 正 治	道後温泉旅館協同組合 相談役	
甲 斐 朋 香	松山大学 法学部 准教授	
片 岡 由 香	愛媛大学 社会共創学部 助教	
佐 伯 要	愛媛県観光物産協会 会長	
関 幸 子	ローカルファースト研究所 代表	
竹 田 美 喜	松山市立子規記念博物館 館長	
千 葉 幸 治	日本政策投資銀行 松山事務所 所長	
土 居 俊 夫	元 松山市道後温泉審議会 会長	
三 好 博	松山商工会議所 地域振興部 部長	

(委員 16 名、順不同)

前 任 者 氏 名	所 属 等	備 考
藍 場 建 志 郎	日本政策投資銀行 松山事務所 所長	
平 山 睦 喜	日本政策投資銀行 松山事務所 所長	
篠 原 修	道後地区交通等総合まちづくり協議会委員 (東京大学 名誉教授)	
脇 坂 勝	日本旅行業協会 中四国支部 愛媛地区委員会 委員長	
重 松 雄 二	松山商工会議所 地域振興部 事業推進役	

(前任者 5 名、順不同)

松山市道後温泉活性化計画審議会条例

平成24年3月23日

条例第35号

(設置)

第1条 道後温泉に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市道後温泉活性化計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 道後温泉活性化計画に関すること。
- (2) 道後温泉地域に係る総合的な対策に関すること。
- (3) 道後温泉本館の改修時期等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市長が必要と認める者

2 委員は、第2条の規定による答申を終えたときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成24年5月14日規則第51号により、平成24年5月17日から施行する。)

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が終了した日限り、その効力を失う。